ひめしんＩＣキャッシュカードにかかる特約

この特約は当金庫が発行するキャッシュカードのうち、ひめしんＩＣキャッシュカード（生体認証機能付きＩＣカード）を利用するにあたり、特に適用される事項を定めるものです。この特約で定める事項は、ひめしんキャッシュカード規定で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項は、ひめしんキャッシュカード規定により取扱うものとします。

１．（生体認証機能付きＩＣカード）

⑴ ひめしんＩＣキャッシュカードは当金庫が発行するキャッシュカードのうち、従来のキャッシュカードの取引機能も併せ持つ、ＩＣチップと生体認証機能が付加されたＩＣキャッシュカードのことをいいます。（以下「ＩＣカード」という）

⑵ 生体認証とは、当金庫との取引について本人であることの確認手段のひとつとして、本人の手指の静脈パターンの情報（以下「生体情報」という）を用いる当金庫所定の認証方式のことをいいます。

⑶ ＩＣカードには、ＩＣチップ内に生体情報を登録し（登録された生体情報を「生体登録情報」という）、当金庫所定の機器により生体情報と生体登録情報とを照合する（以下「生体認証情報の照合」という）ものとします。

２．（ＩＣカードの利用・生体認証情報の照合等）

⑴ ＩＣカードは、当金庫所定のＩＣカードが利用できる預金機、支払機、および振込機その他の機器（以下「生体認証対応ＡＴＭ」という）を使用して、預入や払戻および振込資金を預金口座からの振替により払戻し振込の依頼をする場合、その他当金庫所定の取引をする場合に利用することができます。

⑵ ＩＣカードを用いて、生体認証対応ＡＴＭにより生体認証対象取引を行う場合、当金庫は、生体認証対応ＡＴＭの操作の際に使用されたＩＣカードが、当金庫が本人に交付したＩＣカードであること、および、入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することに加えて、お客さまの手指の静脈情報がＩＣカードの生体登録情報と一致することを当金庫所定の方法により確認いたします。

⑶ ＩＣカードに未対応の預金機、支払機、振込機、当金庫の一部の窓口および提携先金融機関を利用の際は、ＩＣ機能を利用しないキャッシュカードとして取扱います。

⑷ ＩＣカードによる１回あたりの支払限度額は、当金庫所定または提携先金融機関所定の金額とします。なお、１日あたりの支払限度額は当金庫所定の金額の範囲内とし、ＩＣチップを利用した払戻である場合と、ＩＣチップを利用しない（キャッシュカードとして利用する）払戻である場合に分けて、それぞれ定めるものとします。

３．（ＩＣカードの有効期限）

ＩＣカードの有効期限はありません。

４．（ＩＣカードの発行時における手数料の取扱い）

⑴ 新規発行、更新、再発行等で、ＩＣカードを発行する際には、当金庫所定の手数料をいただきます。

⑵ 手数料は払戻請求書および通帳等の提出なしに、ＩＣカードの発行された当該生体認証対象口座から、当金庫所定の振替日に自動的に引落します。当該口座の預金残高が振替日において、手数料に満たない場合はただちに入金してください。なお、振替日以外でも口座振替の方法で自動引落ができるものとします。

５．（障害時の取扱い）

生体認証情報の照合等を行う当金庫所定の機器に障害が生じた場合、その他当金庫がやむをえないと認める相当の事由がある場合は、ＩＣカードを利用した生体認証対象口座の払戻等または解約の受付を一時中止する場合があります。

６．（代理人によるカードの利用）

⑴ 当金庫が認めた場合には、本人はＩＣカードによる生体認証対象口座の払戻等につき代理人（本人と生計をともにする親族１名に限ります）を届け出ることができます。

⑵ 代理人は本人同席の上、代理人のＩＣカードのＩＣチップに代理人の手指の静脈情報を登録する必要があります。

⑶ 代理人のＩＣカードの利用についても、この特約を適用します。

７．（通帳出金の取扱）

生体認証対象口座での出金等のお取引はＩＣカードのみで、当金庫のＡＴＭや生体認証対応ＡＴＭを使用した通帳による出金は出来ません。

８．（個人情報等）

本人および代理人は、当金庫が、生体認証対応ＡＴＭによる生体認証対象取引において生体認証を行う目的で、ＩＣカードに生体情報を記録・利用・保管・廃棄することに同意するものとします。

９．（特約の変更）

⑴ この特約の各条項その他条件は、金融情勢その他状況の変化等相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

⑵ 前記⑴の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日までは変更内容に応じて相当の期間をおくものとします。

以　上

２０２０年４月１日現在